



平成 29 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 下津 弘享  
(JASDAQ・コード番号 6840)  
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英  
(TEL. 03-3541-5068)

**有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出  
並びに平成 29 年 3 月期決算発表の再々延期に関するお知らせ**

当社は、本日開催の当社臨時取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の関東財務局への提出について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書  
第 35 期有価証券報告書（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）
2. 延長前の提出期限  
平成 29 年 6 月 30 日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
平成 29 年 7 月 31 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

第三者委員会の調査とそれを踏まえた監査法人による当社の監査報告書の受領が、第 35 期有価証券報告書の提出期限（平成 29 年 6 月 30 日）に間に合わない見込みとなったためであります。

平成 29 年 5 月 11 日に公表いたしました「当社元取締役による不正行為に関するお知らせ並びに平成 29 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社元取締役（以下「対象者」といいます。）が、当社の連結子会社であります iconic storage 株式会社（以下「ico 社」といいます。）の役員等に指示、教唆し、ico 社取引先を利用する形で、平成 28 年 2 月より平成 29 年 4 月までの期間において、架空の売上、原価の計上及び当該架空取引に係る資金移動並びに取引先からの架空の請求に紐づく不正な支出（以下「本件不正行為」といいます。）を度々行わせていたことが判明しました。

その後、顧問弁護士により、平成 29 年 5 月 22 日までの期間において、関係者への追加ヒアリングを行うほか、請求書、預金通帳、その他関係資料の調査を行い、前述の本件不正行為に係る事実関係についての裏付けが整ったものの、一方で、別途精査が必要な取引の存在も指摘されるに至りました。すなわち、この時点までにおいて、明確に認められた本件不正行為の規模は、概ね、50 百万円程度の取引先からの架空の請求に紐づく不正な支出及び架空に計上された売上高約 28 百万円、原価約 27 百万の存在にとどまっていたものの、他に不正の懸念がある取引の存在が発覚したこと、

対象者が当社取締役であり、当社グループ内におけるその影響力が一定程度あることが認められ、本件不正行為の範囲がさらに広範であった可能性も否定できないことから、本件不正行為に係る事実関係をより客観的かつ正確に把握する必要があるものと認め、外部の第三者による調査を行うべきであると判断し、平成 29 年 5 月 26 日に公表いたしました「第三者委員会の設置及び平成 29 年 3 月期決算発表の再延期並びに第 35 回定時株主総会の延期に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会の設置を決議いたしました。

第三者委員会による調査は、上述のとおり、それまでの調査範囲を超えた内容となっており、その目的の達成に向け進捗していると認識してはおりますものの、関係者のヒアリングにおいて、当社グループ外の関与者と思われる人物に対するヒアリングを行うこと、膨大な関係者のメールやパソコンのデータの収集を行ったこと、全役職員へのアンケートを行ったことなどから、それらの情報の精査には相当の時間を要しており、現時点において、調査は未了となっております。また、今後においても、収集した膨大な情報の分析を行い、最終的な事実認定を行うことからさらに相当の時間を要することが見込まれております。

このため、現時点において、会計監査人による監査意見の提出に係る監査の要求する水準の調査が未了であるため、会計監査人による監査意見の入手に至っておらず、結果として、有価証券報告書提出期限である平成 29 年 6 月 30 日までに、有価証券報告書を提出することが困難な状況となっております。

以上の事情から、当社は、第 35 期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することといたしました。

なお、現時点までにおける調査において、業績への影響は、上記の架空請求に係る資金流出約 50 百万円、架空の売上高約 28 百万円、架空の原価約 27 百万円となっておりますが、今後の調査によっては変動する可能性がございます。影響額につきましては、判明し次第、適時開示いたします。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

また、6 月中の決算発表に向けて取り組んでまいりましたが、第三者委員会の調査報告書を受領してからの決算発表となりますので、再度、決算発表を延期いたします。決算発表予定日につきましては、決まり次第、お知らせいたします。なお、第三者委員会による調査報告書を受領時期につきましては、平成 29 年 7 月 25 日前後を見込んでおります。

以 上